

《平成27年4月から保育所等の保育料が変わります》

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されるにあたり、

- ①新制度における保育単価（給付単価）に対し、認可保育所の保育料を確認する必要があること。
- ②新制度において、新たに市町村認可事業として地域型保育事業などが制度化され、これらの保育料設定を行う必要があること。
- ③新制度において、施設型給付を希望する幼稚園に対する保育料を設定する必要があること。

などにより、平成27年第1回町議会定例会において、「和寒町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」を上程し、賛成多数により可決されました。この利用者負担(保育料)は、平成27年4月から適用されます。

《新保育料の主な内容については下記のとおりです》

- 新制度に移行する幼稚園及び認定こども園（1号認定児）の保育料を新設。
- 保育の標準時間認定保育料（最大11時間利用）と短時間認定保育料（最大8時間利用）を新設。保育短時間認定の保育料は、保育標準時間認定の約1.7%減を基本とします。
- 兄弟姉妹の保育料軽減（多子軽減）を所得階層にかかわらず国基準額と同じ第2子50%減額、第3子以降を無料とします。
- 多子軽減の対象となる児童を、現行の同一世帯から2人以上保育所を利用している場合だけでなく幼稚園、認定こども園などを利用している場合も対象とします。
- 保育料の算定は、所得税額から町民税所得割額（ただし調整控除を除き税額控除は適用しません）に変わります。そのため、平成27年4月からの保育料は平成26年度課税額（平成25年中の収入）、平成27年9月からは平成27年度課税額（平成26年中の収入）に基づき算定します

新保育料は別紙「保育料表」のとおりです

①1号認定保育料表【国の基準の約5割で設定】

お子さんが満3歳以上で幼稚園等を利用する場合の保育料です。

②2・3号認定保育料表【国の基準の約3割で設定】

お子さんが満3歳以上（2号認定）または満3歳未満（3号認定）で保育所等を利用する場合の保育料です。

保育料表中の「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」は次のとおりです。

保育標準時間認定

保育が必要とする事由が、おおむね1月120時間以上の就労・就学・看護又は介護/出産/疾病/災害/その他の場合（最大利用時間11時間）

保育短時間認定

保育が必要とする事由が、おおむね1月120時間未満で、1月48時間以上の就労・就学・看護又は介護/求職・育休/その他の場合
(最大利用時間8時間)